

## 難波小学校いじめ防止基本方針

( 令和4年7月 改訂 )

### 1 (目的)

いじめ防止等(いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、いじめ防止対策推進法及びいじめ防止対策基本方針を参考に基本理念を定め、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

### 2 (いじめ防止等に関する基本的な考え方)

- いじめは全ての児童に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 3 (定義)

この方針において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が本校に在籍する者どうし等、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### ○詳述

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、いろいろな様子や状態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子

をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童本人の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」等を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない等のケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

具体的な「いじめ」には、以下のようなものがある。

- \* 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- \* 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- \* 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- \* ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- \* 金品をたかられる。
- \* 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- \* 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- \* パソコンやスマホ、携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

#### 4 (いじめの理解)

いじめとは、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① どの子どもにもどの学校でも起こり得る
- ② 人権侵害であり人として決して許されない
- ③ 大人には気づきにくい所で行われ発見しにくい
- ④ 児童生徒は入れ替わり加害も被害も経験
- ⑤ 暴力を伴わなくても生命、身体に重大な危険
- ⑥ 様子や状態により暴行、恐喝等の刑罰法規に抵触
- ⑦ 傍観者から仲裁者への転換が重要

#### 5 (いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。また、いじめを傍観してはならない。

#### 6 (学校及び学校の教職員の責務)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、いじめ防止対策の達成目標を設定し、取組を年間計画として定める。また、取組状況等を学校評価の項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善するように努める。在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所（尼崎こども家庭センター）その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

#### 7 (校内組織の設置)

校内に「難波小学校いじめ対応チーム」を組織するとともに、PTA・地域人材等を活用し、取組状況等の学校評価による定期的な点検と改善を行う。

「難波小学校いじめ対応チーム」は、校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで組織する。

#### 8 (いじめの問題の克服に向けた基本的な方向)

##### (1) 自分で判断し行動できる人間に児童を育てる。～個の成長～

学校においては、児童が、主体的に授業・学校行事に参加、活躍し、達成感を得られるように教育活動を進める中で、学校生活によりよく適応し、自己を生かして主体的に生きていくことができるよう指導・援助する。その際、学級活動、児童会活動等を通して、いじめ防止の活動や携帯電話等の使用のルールづくり等について、自ら考え、実行させたりすることが重要である。

そのためにも、教職員が児童生徒一人一人について理解を深めるとともに、日常の望ましい生活態度の形成をはじめとして、発達段階に応じて自ら解決できるよう支援する必要がある。

- ①全ての教科において、年間計画を作成し取り組んでいく。
- ②各学年等の発達段階に応じて、道徳目標を設定し取り組んでいく。
- ③各学年の発達に応じた計画を作成し取り組んでいく。

(2) 児童同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。～豊かな人間関係～

学校においては、人間は共に生きているという原点に立ち返り、互いを思いやり、互いを尊重しながら成長し合うことが大切であることを児童に十分理解させ、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を育てることに努める。

そのため、教職員は心のゆとりを持って子どもに寄り添い、暴力を許さず、生命や人権を尊重する心を育む教育を推進し、児童の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級経営を行うことや、障害のある児童と障害のない児童との交流及び共同学習を進め、相互理解を促進する。

(3) いじめの問題に組織的に取り組む。～組織的な取組～

学校においては、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向け、教職員の対応能力の向上に努めなければならない。また、学校における教育相談体制を充実させるとともに、いじめが疑われる情報があった場合には、その情報を共有し、速やかに対応する必要がある。また、学校・家庭・地域が相互に連携を密にし、外部人材の積極的活用等により、いじめの解決に努めるとともに、いじめが解決したと思われた後も見守りを続けるなど、定期的な情報交換に努める。

(4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。

～いじめの問題への理解～

学校においては、複雑化、多様化するいじめの現状やいじめの防止等に向けた取組の重要性等について、校内対応マニュアルの作成・活用等を通して教職員が共通理解した上で、児童への日常的な指導や保護者・地域への啓発に取り組む。

9 (学校におけるいじめの防止)

学校では、いじめ防止対策の達成目標を設定し、取組を年間計画として定める。また、取組状況等を学校評価の項目に位置づけ、児童へのアンケートを実施し、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善するように努めるとともに、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に役立つこ

とを踏まえ、全ての教育活動を通じた、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

#### ○未然防止

##### (1) 豊かな心の育成

学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成、自分を大切にするとともに他者の大切さを認め、互いの人格を尊重し合うなど、豊かな心や人間関係を結ぶ力を育む教育を推進する。

##### (2) 児童の主体的な活動の推進

学級活動、児童会活動等において、いじめの防止や互いを思いやる気持ちの大切さについて呼びかける活動、スマートフォン・携帯電話の使用に関するルールをつくる活動など、児童が自分たちで考え実行する主体的な取組を通じて、いじめを許さない学級・学校づくりを促進する。

##### (3) 生徒指導充実のための教員の体制

いじめをはじめとする生徒指導上の課題に対応するため、関係機関との連携の下、学校全体で組織的に取り組む。

##### (4) 教職員の対応能力向上に向けた研修

教職員の対応能力向上に向け、カウンセラー等を講師としたカウンセリングマインド研修をはじめとした校内研修を実施する。

また、体罰は児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの誘因にもなり得るため、「No! 体罰」(平成25年7月)等を活用した研修を実施する。

##### (5) いじめに関する調査研究等の実施

いじめを予防するために有効な教育活動を検討する。また、心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」の積極的な活用を進めるとともに、事例収集に努める。

##### (6) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

児童用教材、保護者向け資料、教職員用マニュアル、地域向け資料の配布等、児童及びその保護者、教職員、地域に対して必要な広報その他の啓発活動を行い、いじめが児童の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る法令及び相談制度・救済制度等について児童、保護者、教職員、地域の理解を促進する。特に、教職員については時代の変化に応じた対応を求められるため、マニュアルに具体的事例を掲載する等充実を図る。

(7) 教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間の確保

事務作業や会議の効率化等を一層進めるなど勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりをもって児童とかかわる時間を確保し、児童との信頼関係の構築に努め、一人一人の児童の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止等に適切に取り組む体制を整備する。

○ 早期発見

(1) 学校における教育相談体制の整備

児童と保護者の心の相談に当たるとともに、教職員に対する相談支援を行うカウンセラーを配置し、いじめに係る相談体制を整備する。

(2) 相談窓口の整備

県、市町及び関係機関が設置するいじめに関する相談・通報窓口の周知を図るとともに、それぞれの対応機能についての情報共有や協力体制を構築し、児童や保護者等の相談に迅速・的確に対応する。

(主な相談窓口)

- ・ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談 24 時間ホットライン
- ・ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口
- ・ヤングトーク（兵庫県警察少年相談室）
- ・いのちの電話
- ・ほっとらいん相談〈青少年のための総合相談〉（企画県民部青少年課）
- ・ひょうご地域安全 SOS キャッチ電話相談  
（企画県民部地域安全課・兵庫県警察生活安全企画課）
- ・子どもの人権 110 番（法務局）
- ・子どもの悩みごと相談（兵庫県弁護士会法律相談） 等

(3) 学校における調査等の支援

いじめ対応マニュアル等により、児童生徒に対する定期的な調査やチェックリストによる学校・家庭での観察を促進するなど学校における調査等の充実を図る。

○ 早期対応

(1) いじめへの組織的対応

いじめが発生した際は、正確な実態把握を行うとともに、全教職員が連携協力して指導に当たる。その際、いじめを受けている児童や周囲の児童が訴えやすい教職員の

姿勢や体制づくりを行う。

(2) いじめを受けている児童及び保護者への支援

いじめを受けている児童及び保護者に対しては、児童を守り、心配や不安を取り除くような関わりを行う。

(3) いじめを行っている児童への指導及び保護者への支援

児童の成長につながるよう、いじめに対する毅然とした指導を行うとともに、カウンセラーとの連携や、保護者との面談を進める。

(4) 周囲の児童への指導

周囲の児童に対して、傍観者から仲裁者への転換を促す指導を行う。

(5) 教育委員会との連携

教育委員会への迅速な報告、相談を行い、連携を強化するとともに、スクールカウンセラー、学校支援チーム等への支援要請を行う。

10 (インターネットを通じて行われるいじめへの対応)

(1) 体制の整備

児童、教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用など情報モラル教育を推進する。

また、ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口、兵庫県警サイバー犯罪対策課等、インターネット上の書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等について専門的な助言や支援を行う相談窓口の周知を図るとともに、法務局人権相談窓口などとの連携を強化する。

関係機関、事業者等の連携に当たっては、インターネット上のいじめをはじめ、サイバー空間の実態把握に努め、組織横断的な情報共有と効果的な対応策及び安全・安心な利用方法を検討・共有する。

(2) 防止等の啓発

児童、保護者、教職員が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、あるいは、効果的に対処することができるよう啓発する。

特に、保護者に対しては、以下のような法令等の規定を踏まえ、保護者の責務及びその遵守についてPTA活動等を通じて周知を図る。

#### [青少年インターネット環境整備法]

- ・ 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。  
(第6条)
- ・ 保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意する。(第6条)

#### [兵庫県青少年愛護条例]

- ・ 保護者は、青少年が使用するスマートフォンや携帯電話、パソコン等のインターネットを利用できる端末設備を適切に管理し、青少年が有害情報を閲覧することがないようにしなければならない。また、インターネットの利用に伴う危険性等について認識し、青少年の健全な判断能力の育成を図らなければならない。(第24条の2)
- ・ 保護者は、青少年が使用するスマートフォンや携帯電話インターネット接続サービスの契約に際して、正当な理由があれば、携帯電話事業者に対し、フィルタリングを利用しない申し出をすることができるが、正当な理由を記載した書面を提出しなければならない。(第24条の4)
- ・ 何人も、青少年のインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりが行われるよう、その支援に努めなければならない。(第24条の5)

#### 1.1 (家庭や地域との連携)

##### (1) 家庭や地域への啓発

学校いじめ基本方針等について、懇談会や地域の会合等で協議の場を設定する。

また、家庭や地域の気づきと教職員の気づきが互いに共有できる日常的な相談の仕組みをつくる。

##### (2) 家庭や地域からの協力

地域団体との地域ネットワークづくりや、見守り活動等を通して連携を図る。

#### 1.2 (重大事態への対処)

学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、速やかに、教育委員会又



は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- 一 いじめにより在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校は、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

学校は、調査を行う場合において、調査及び情報提供について必要な指導及び支援を、教育委員会から得る。

#### ○詳述

##### (1) 重大事態の意味について

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、
  - \* 児童が自殺を企図した場合
  - \* 身体に重大な傷害を負った場合
  - \* 金品等に重大な被害を被った場合
  - \* 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- ② 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ③ また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、学校は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

##### (2) 重大事態の報告

学校は、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

##### (3) 調査の主旨及び調査主体について

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかの判断については、教育委員会が

行い、その指示に従う。

学校が、調査主体となった場合は、教育委員会からの必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を受ける。

なお、いじめられた児童又は保護者が望む場合には、教育委員会や学校の調査に並行して、市長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、教育委員会又は学校の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる。

#### (4) 調査を行うための組織について

学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、教育委員会へ報告し、教育委員会の判断により調査主体が学校であると認められた場合は、速やかに、学校の下に当該重大事態に係る調査を行うための組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。（などの方法によることも考えられる。一国の基本方針）

#### (5) 事実関係を明確にするための調査とは

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様子や状態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

学校は、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組んで行く。

①いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施を行う。

②いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り等を行う。

(6) 調査結果の提供

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者にたいして、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様子や状態であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うよう努める。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置は必要であることに留意する。

(7) 調査結果の報告

学校は、調査結果については、市長に報告する。

1 3 (いじめの防止等の検証及び見直し)

このいじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、毎年実施状況を確認した上で、必要に応じて見直しを行う。

また、概ね3年を目処に総合的な検証を行い、その結果に基づき、必要な見直しをおこなう。